

滑川市地域防災計画の修正概要（令和3年2月書面決議による市防災会議において修正）

○主な修正箇所

- ①水防法に基づき、想定し得る最大規模の大雨による浸水想定区域を示した洪水ハザードマップ作成に伴い、影響のある部分について、以下のとおり修正

【指定緊急避難場所】 (P601-602)

- ・ 1階が浸水するため2階以上を避難対象にする施設
寺家小学校、地域交流センター「青志会館」、田中小学校、滑川高等学校
- ・ 浸水するため避難対象から除く施設（場所）
滑川市民会館大ホール、フットボールセンター富山、
西地区コミュニティホール（滑川西地区公民館）、
みのわ健康休養施設（みのわ温泉）、みのわテニス村、童和保育園、
滑川運動公園、行田公園グラウンド
- ・ 1階が浸水しなくなったため全階避難対象とする施設
東部小学校、早月加積地区公民館、滑川中学校
- ・ 浸水しなくなったため新たに避難対象とする場所
早月加積認定こども園グラウンド

【要配慮者（避難行動要支援者）利用施設】 (P611-613)

- ・ 新たに洪水浸水想定区域となったことで、要配慮者（避難行動要支援者）利用施設として加える施設

滑川中央保育園、高野接骨院デイサービス「柔々」、
ほたるの里介護支援ステーション・デイサービスほたるの里、
ヘルパーステーションむゆうじゅ、訪問介護ステーション一會、吉見病院、
デイサービスあったかホーム、デイサービス和、おおた接骨院、
デイサービスほがらか、ほたるの里「アルプス ラ・ガーレ」、
グループホーム柳原金さん銀さん、グループホーム沖田金さん銀さん、
滑川グループホームそよ風、かづみの里、つつじ苑、
れいんぼーめぐり滑川分所、ほまれの家滑川店、
放課後等デイサービスほっぷ・すてっぷ滑川、あずま保育所、
やなぎはら保育園、児童館、富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院、
荒川内科クリニック、石坂眼科医院、岩城小児科医院、打田内科、
おのうえこどもクリニック、加積クリニック、くるまたにクリニック、
長崎耳鼻咽喉科医院、長治整形外科医院、中村内科医院、
ひまわりクリニック、ほたる皮ふ科クリニック、毛利医院

- ②福祉避難所に「富山医療福祉専門学校」（柳原地内）を追加 (P604)

③ 富山県土砂災害警戒情報支援システムの危険度レベル変更に伴い、土砂災害にかかる避難勧告等の発令基準を修正 (P654-655)

④ 避難勧告等に関するガイドラインの改定による警戒レベルを規定 (P355、P408、P595-596)

⑤ 防災行政無線のデジタル化に伴い、増設した子局 10 か所を防災行政無線設備設置状況に追加 (P593)

第一分団詰所地内、第二分団詰所地内、第三分団詰所地内、浜加積分団詰所地内、早月加積分団詰所地内、東加積分団詰所地内、西加積分団詰所地内、下大浦小型詰所地内、開小型詰所地内、富士神社付近

⑥ 感染症が蔓延している際の避難所の収容可能人数、避難所のほかホテルや旅館等の活用及びマスクや消毒液の備蓄等について規定 (P15、86、91、602)

⑦ 注意報、警報、特別警報、地震情報等の発表基準を時点修正 (P573-578)

⑧ 業務継続体制(業務継続計画策定)の規定を追加 (P74)

⑨ 字句修正

(1) 災害対策基本法では、「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難で支援が必要な方を「避難行動要支援者」としていることから、本市地域防災計画で「避難行動要支援者」に限定して規定しているうち、必要な箇所を「要配慮者(避難行動要支援者)」に修正する。 (P3、8、30、154、169、172 等)

(2) 指定緊急避難場所(指定避難所)を以下のとおり正式名称に修正する。 (P601-603)

- ・ 高月保育園 → 認定こども園たかつき保育園
- ・ 早月加積幼稚園グラウンド → 早月加積認定こども園グラウンド
- ・ 北加積幼稚園 → 幼保連携型きたかづみ認定こども園
- ・ 滑川市運動公園 → 滑川運動公園
- ・ 上小泉保育園 → 認定こども園上小泉保育園

(3) 富山県高度情報通信ネットワーク → 富山県防災行政無線 (P163)